

仕様書

この仕様書は、新潟県立新潟工業高等学校（以下、「甲」という。）と契約相手方（以下、「乙」という。）が締結する冷房用発電機等賃貸借契約について定めるものである。

- 1 案件名 冷房用発電機等賃貸借
- 2 賃貸借期間 令和8年6月10日(水)から令和8年10月7日(水)
- 3 物件及び設置場所
 - (1) 物件
 - ア 仮設発電機（200KVA）1台（燃料は軽油とする。）
 - イ フェンス（出入口は鍵をかけられるものとする。鍵は甲が管理する。）
 - ウ 騒音対策設備
 - ・フェンス周りを防音シートや防音機能を有するボード等で囲むものとする
 - ・上記騒音対策設備の高さは3.5メートル以上とする。
 - (2) 設置場所 新潟県立新潟工業高等学校
機械科実習棟脇自転車置き場と焼却炉の間
(入札前に必ず現場を確認すること。)
- 4 賃貸借料金には以下の費用を含むものとする
 - (1) 仮設発電機賃貸借料金
 - (2) 動産保証料 一式
 - (3) 運搬費（設置及び撤去、接続工事に必要な経費を含む）一式
 - (4) フェンスの賃貸借料金並びに設置及び撤去に係る経費 一式
 - (5) 騒音対策に係る経費 一式
- 5 契約保証金
乙は契約保証金を甲に預けるものとする。金額は賃貸借料全体（消費税額を含む）の10%以上とする。
- 6 物件賃貸借料金の請求
乙は、契約期間中、月末毎に賃貸借料を甲に請求するものとする。各月の請求金額は下記の通りとする。なお、6から9月分の請求において、1円未満の端数は切り捨てることとし、10月分の請求において調整する。
 - (1) 6月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の20%
 - (2) 7月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の25%
 - (3) 8月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の25%
 - (4) 9月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の25%
 - (5) 10月分 賃貸借料全体（消費税額を含む）の5%
- 7 物件の保守
 - (1) 乙は物件を甲が常時正常な状態で使用できるように点検、調整を行うこと。
 - (2) 物件が故障した場合は、甲の要請により乙は修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。